

第 3 回検討会における保育関係団体からの意見聴取結果

【保育指針の告示化、性格の明確化関係】

- 保育指針の告示化に賛成である。
- 保育指針の内容の簡素化、大綱化を図ることにより、各保育所における保育の独自性、特色を尊重すべきである。
- 「保育内容に関する事項」「保育内容に関連する保育所の運営に関する事項」を総合的に規定して明確化を図ることについて、賛成である。
- 保育現場、一般の方々に保育指針をより活用してもらうために、全体の構成、個々の文章にも配慮し、平易かつ明確に示す必要がある。
- 告示化にあたって、「保育所保育指針」という名称を「保育所保育要綱」「保育所保育要領」としたらどうか。
- 児童福祉法に基づく保育所としてなすべきこと、保育士としてなすべきことを明記するべきである。
- 行政の関わりを大切さを明示するべきである。
- 指針の内容を解説するガイドラインには、必要な条件や環境整備についても明示するべきである。
- 発達の原理として、感覚、情緒、認知の発達がわかるような記述を入れることが望ましい。
- 保育の内容の発達過程区分が、各年齢における保育達成目標であるかのような誤解を受けやすい。
- 就学前だけではなく、0～18歳すべての子どもの育ちを視野に入れ、乳幼児期の保育を位置づける必要がある。
- 保育所における集団保育の長所についてもっと記載されてよいのではないか。
- 新たに「3か月未満児の保育内容」等を示す必要がある。
- 第3章から第10章の「保育の内容」は、「ねらい」「内容」「配慮事項」の中身に重複するものがある。
- 第3章から第10章の「保育の内容」は、「保育士は（が）」「子どもは（が）」という主語を入れて明快に記述するべきである。
- 第13章の「子育て支援」と「研修」は、それぞれ重要な項目であるため、章立てを別にしてはどうか。

【養護及び教育、小学校との連携関係】

- 保育の目標である、子どもに培うべき「望ましい未来を作り出す力の基礎」とは何か、本質的なものが示されていないのは問題である。
- 保育観の基盤として、人間の生きる力の支援として何が出来るかを整理し記述する必要がある。社会を作っていく人間関係、集団への参加、自分を考え、人を考えるということが大事になってくるのではないか。
- 言語と社会性（人間関係）に関する教育観を明示する必要がある。社会性

の教育として、人間の生命を尊重する、他人の立場を思いやるということが大事になってくるのではないか。

- 時代は異なっても、人類の文化、国の文化の継承が必要である。
- 総則に「生命の尊厳への認識」「感謝する心」「公共心」「規範意識」「他者を思いやる心」「国際性」等の涵養について記載することが必要である。
- 保育の場は、子どもと保育者の共同によって作り出されるものである。子どもたち一人一人が周囲から主体として受け止められ、主体として育っていく場でなければならない。
- 「養護とは何か」「教育とは何か」が明確でなく、人それぞれの解釈により混乱を生じさせている。
- 「養護」は子どもの側から出てくるものを受け止めること、「教育」は大人の側の願いに基づき大人から働きかけを行っていくことであり、子どもを育てる様々な場面では、両者は寄り合わさっているのではないか。
- 養護と教育の一体化が議論されているが、「養護」が基本であり、「教育」はそこから発生していくものではないか。
- 保育所保育には幼稚園教育要領と同等の教育的機能があるということを明示すべきである。
- 幼児教育原理として、子どもの主体性を尊重し、知識偏重ではなく「考える力」を育てることを強調するべきである。
- いわゆる「教育」について、安易な低年齢化を進めていくのではなく、就学前の子どもの人格形成、社会的適応力を身につけていくための人間性豊かな学びを大切にすることが必要である。
- 幼児の立場に立った保育を実践するため、幼児の生活リズムを重視し、養護及び教育を望ましい生活スタイルとして構成する意識で取り組む必要がある。幼小連携は、小学校主体の教科内容のトップダウンではなく、保育所での生活スタイルの確立を基礎とし、小学校教育と連携すべきである。
- 指導要録の抄本等、小学校への情報提供がなされるべきである。
- 保護者、保育士・保育所、教師・学校間の具体的な連携を行う必要がある。
- 18歳までの子どもの育ちを視野に入れて、乳幼児期の保育が位置付けられる必要がある。保育所保育のみならず、学童期における養護への取り組みも明記する必要がある。

【地域の子育て支援、保育所の機能強化関係】

- 保護者との子育て情報や指導体制の連携を明確にすると共に、保護者に対する相談・指導体制を確立する必要がある。
- 保育所を保護者が子育てを学ぶ場所にしていく必要がある。どうすれば子どもと良い関係を結ぶことができるかを、保育者と子どもとの関係を見ながら学んでいくことが望ましい。
- 保育所児の家庭、また保育所児以外の家庭に対しても、育児講座、子育て相談、園便り等を通して家庭育児への助言・支援を行い、家庭と連携するべきである。
- 保育の主体は家庭・家族にあり、現行の「家庭養育の補完」を含めた就学前の保育の定義をより明確にし、保育の充実を図るべきである。

- 保育は「家庭養育の補完」ではなく、「保護者と共同して子どもを育てる営み」として捉えるべきである。その先に、地域の人々との共同を目標としてよいのではないか。
- 保育所が幼児にとっての「居場所」になり、かつ、保護者にとっての家庭保育の支援の拠点になる必要がある。それにより、地域の子育ての支援の中核にもなり得る。
- 保育所及び保育士は、その専門性を発揮し、地域ニーズに対応する拠点として子育て支援の展開を図る必要がある。
- 子どもの健やかな育ちを社会全体で支えていくという明確なメッセージのもとに、保育の目的・目標を明確にし、社会的自立を視野に入れ、子育ての社会化を位置づけていく必要がある。
- 地域の社会資源・関係機関との連携が大切であることを強調するべきである。
- 地域の保健・医療などの専門職との連携を強化し、家庭での育児機能の向上を支援できる体制整備が必要である。
- 保育所が地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていくために、研修の体系化、充実といった方策を講ずることが必要である。

【保育内容の充実関係】

- 児童虐待の早期発見・対応の充実を図るために、内容・留意事項等、記述を充実させるべきである。
- 食育指針の位置づけ、調理師や栄養士との連携についても記載しておく必要がある。
- 障害のある子ども、医療的ケアを要する子どもに対する保育については、一人一人の子どもの発達や障害状態に応じた適切な対応や、保護者支援、医療機関等の連携が必要である。
- 児童虐待、特に配慮を要する児童に対する保育、食育、個人情報保護、健康・安全対応など、今日の児童福祉政策の展開を踏まえたものを、指針の中により積極的に位置付けるべきである。
- 身体のすべての器官が未成熟で発展途上である乳児保育には、特段の配慮が必要である。乳幼児は原則として家庭における育児が望ましい。
- 病児・病後児保育、障害児保育等のためには、保健室の充実、地域医療、専門職との連携強化が必要である。急性期の急性疾患を持つ乳児を保育所に預けるのは非常に大きな問題である。
- 保育所の運営に不可欠な保育保健の基礎知識の向上・定着、地域医療との連携強化のために、その核となる常勤看護職の配備が必要である。
- 最も重要な遊び場である園庭、保育保健の拠点ともなる保健室の充実、換気など衛生環境の改善と照明、騒音などへのさらなる対策が必要である。
- 保育所外活動における安全指導についても明記するべきである。
- 大規模自然災害時の子どもの安全確保・心身の健康、地域との連携、不審者への対応などが必要である。
- 多様な年齢の子どもたち同士の関わりや小中高生、大人、高齢者との関わりの取り組みを指針に位置付ける必要がある。

【保育士の資質向上、評価関係】

- 保育者が保育者として育っていく過程、そのための方法・条件が明確に示されていない。
- 保育者の倫理について、一定の内容を示すべきである。
- 価値観の多様化による苦情の増加に対して、適切な対応と説明責任を果たせるようにする必要がある。
- 遊びは環境と援助で構成するものであるため、保育者の研修が求められる。
- 保育所の機能の多様化に伴う、養護・教育への配慮、家庭保育支援、特別支援等の専門性確立の必要性から、職員の資質向上、研修は欠くことができない。
- 保育所の運営にあたる者及び保育士の質の向上のための各種研修の充実化をより積極的に位置づけるべきである。
- 研修体系に基づき、保育士の段階的な資質向上、専門性の修得を図っていく必要がある。保育士の研修を個人や保育所の義務とするだけでなく、国や地方公共団体においても一定期間ごとに研修を受けることができるよう、研修を義務化すべきである。
- 現場研修、公開保育などの、幼児の発達を保障する教育機能に対する研修を充実するべきである。
- 保育士に必要な医学知識、生理的知識等については、栄養士、看護師等も連携して研修を行うことが必要ではないか。
- 保育士が自己評価・自己点検し、自らの保育を高めるなどの自己啓発・自己研鑽を図り、専門性の向上に努めることが必要である。
- 各保育所、各保育士による自己評価が大事であり、その上で専門家などの第三者による評価を位置付けるべきである。
- 研修や評価は、保育を振り返り、保育者の中で検討、共有されていく過程が重要である。